

第三期 山ノ内町 子ども・子育て支援事業計画

【素案】

本資料は、計画策定に向けた現段階での資料であり、今後の検討や、国・県との調整などを経て、内容が変更となる場合があります。

令和6年10月

山ノ内町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 制度をめぐる流れ	3
第2章 計画策定の背景	4
1 町の概況	4
2 子育て家庭を取り巻く環境	5
3 保育園と子育て支援事業の状況	9
4 住民ニーズ調査の概況	13
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本的視点	19
2 基本理念	20
3 基本目標	20
4 計画の考え方	22
5 計画の目標	23
6 教育・保育提供区域の設定	23
第4章 施策の展開	24
基本目標1 子育て家庭の支援	25
施策1 地域での子育て支援	25
施策2 子育てと仕事の両立支援	27
施策3 子育て家庭への経済的支援	28
基本目標2 親子の健康の確保と増進	30
施策1 親と子どもの健康づくり	30
施策2 保健医療の充実	32
基本目標3 教育環境の整備	33
施策1 学校教育の充実	33
施策2 家庭や地域の教育力の向上	35
基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備	36
施策1 子育てにやさしいまちづくり	36
施策2 安全・安心なまちづくり	37

施策3 子どもの居場所・遊び場づくり	38
基本目標5 要保護児童・家庭への支援	40
施策1 障がい児への支援	40
施策2 ひとり親家庭への支援	42
施策3 児童虐待の防止	43
第5章 子ども・子育て支援事業計画	44
1 量の見込みの算出	44
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	50
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	53
4 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等	62
第6章 計画の推進体制	63
1 推進体制の整備	63
2 町民との協働	63

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みとして平成24年8月に「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）」が制定され、それに基づき「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

新制度においては、基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられています。当町においてもさまざまな子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、5年を1期とする「山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、計画に基づき推進してきました。また、令和6年5月に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、令和17年3月まで延長となったことから、次世代育成支援対策についても本計画に包含しています。

また、令和5年には、「こども基本法」が施行されるとともに、関連政策について諸官庁の取組みを含め統括する「こども家庭庁」が創設され、これまで以上に総合的、一元的な子ども政策・施策の推進体制が取られることとなりました。当町においても、こうした背景・方向性を踏まえていくことが求められています。

こうした中、「第二期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって期間の終了を迎えるにあたり、「第三期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として教育・保育を一体化し、また地域での支援事業、サービスを充実させる総合的な取り組みです。

また、次世代育成支援対策法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援行動計画」を含めています。

(2) 他の計画との関係

本計画は「第 6 次山ノ内町総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、**当町**における子ども・子育て支援に関する総合的な計画です。また、健康・福祉・教育分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間を計画期間とします。

	平成 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	平成 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
山ノ内町 総合計画	(第 5 次) →□									
		(第 6 次) □	□	□	□	□	□	□	□	~R12
子ども・ 子育て支援 事業計画	(第 1 期) H27→R元									
	(第 2 期) □	□	□	□	□					
						(第 3 期) ■	■	■	■	■

4 制度をめぐる流れ

本計画の根拠となる、法制度等の流れ・経緯については次のようになっています。

時 期	内 容
平成 23 年	◇子ども・子育て関連 3 法成立
平成 27 年	◇子ども・子育て新制度開始 ◇第一期子ども・子育て支援事業計画スタート
令和元年	◇幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施 ◇子ども・子育て支援法が改正 ◇第二期子ども・子育て支援事業計画策定
令和 3 年	◇「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 ⇒「こどもまんなか社会（※）」の実現を目指すことが趣旨
令和 5 年	◇こども基本法施行、こども家庭庁創設 ⇒「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策（※）は、こども家庭庁に移管された。 ⇒「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、『こども大綱』に一元化

※こどもまんなか社会

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※こども施策

新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策（地域子ども・子育て支援事業などを含む）のこと（こども基本法第2条）。

『こども大綱』における、こども施策に関する基本的な方針

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

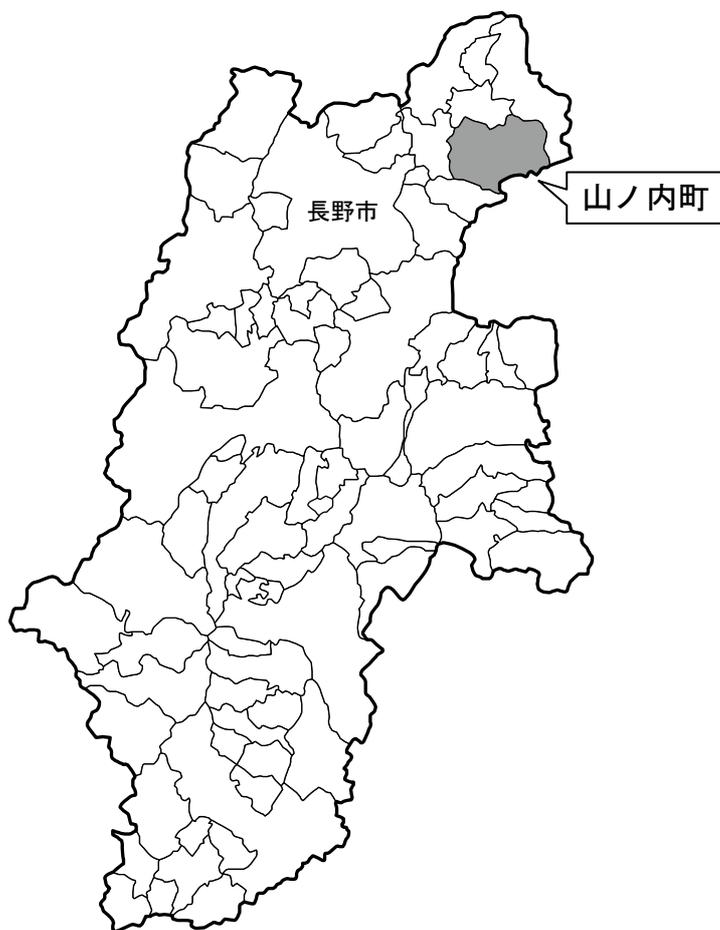
第2章 計画策定の背景

1 町の概況

町は長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあります。西は高社山と箱山支脈を境に中野市に隣接し、北は木島平村および下水内郡栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は志賀高原をはさんで群馬県と県境をなしています。

明治22年の市町村制の施行とともに平穏・夜間瀬・穂波の三つの村によって構成されるようになりました。その後、昭和29年4月平穏村が、平穏町となり、昭和30年4月、1町2村が合併して今日の山ノ内町となって現在に至っています。

県内における位置

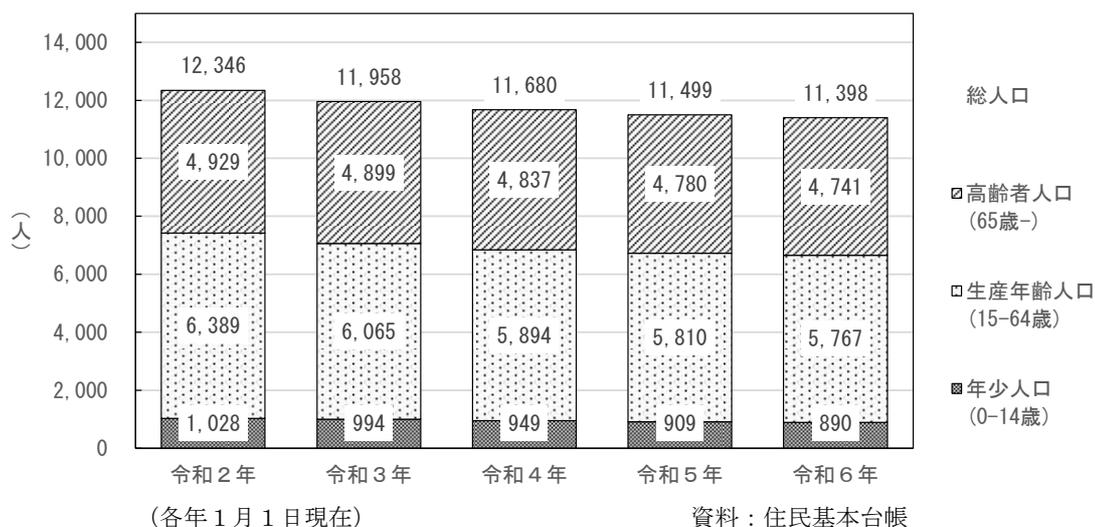


2 子育て家庭を取り巻く環境

(1) 人口の動向

住民基本台帳による令和6年の総人口は11,398人と、人口減少が続いています。年齢3区分別人口では少子・高齢化が進む中、年少人口（0～14歳）のほか、産年齢人口（15～64歳）、高齢者（65歳以上）の各区分において減少傾向となっています。

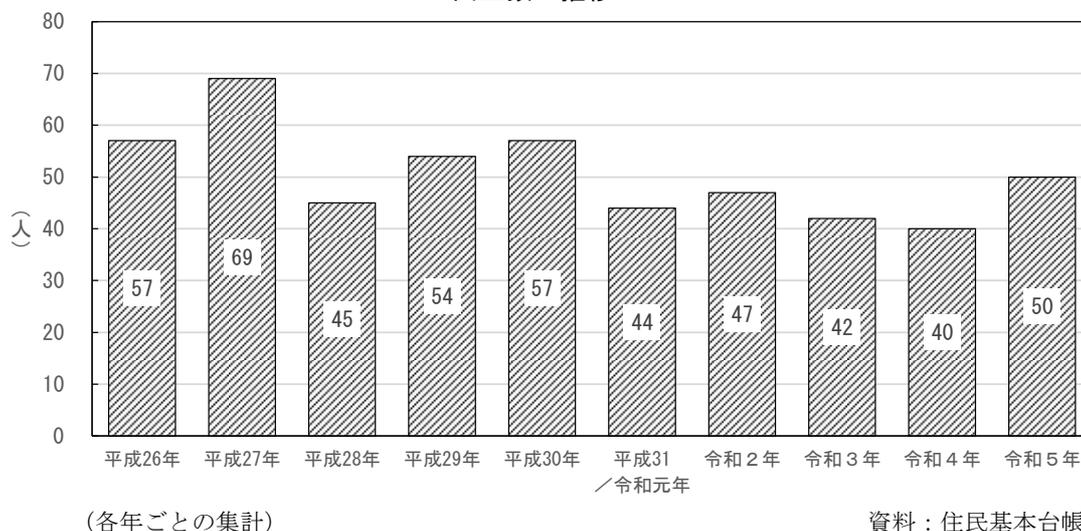
総人口と年齢3区分別人口の推移



(2) 出生数

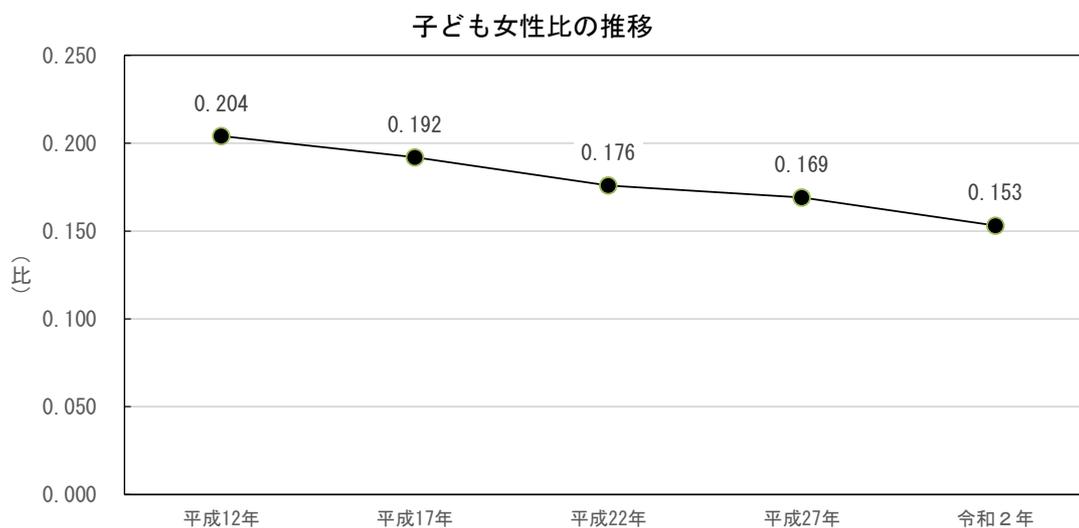
出生数は、年次により増減があるものの、近年は40～50人台での推移が続いており、令和5年には50人となっています。

出生数の推移



(3) 子ども女性比

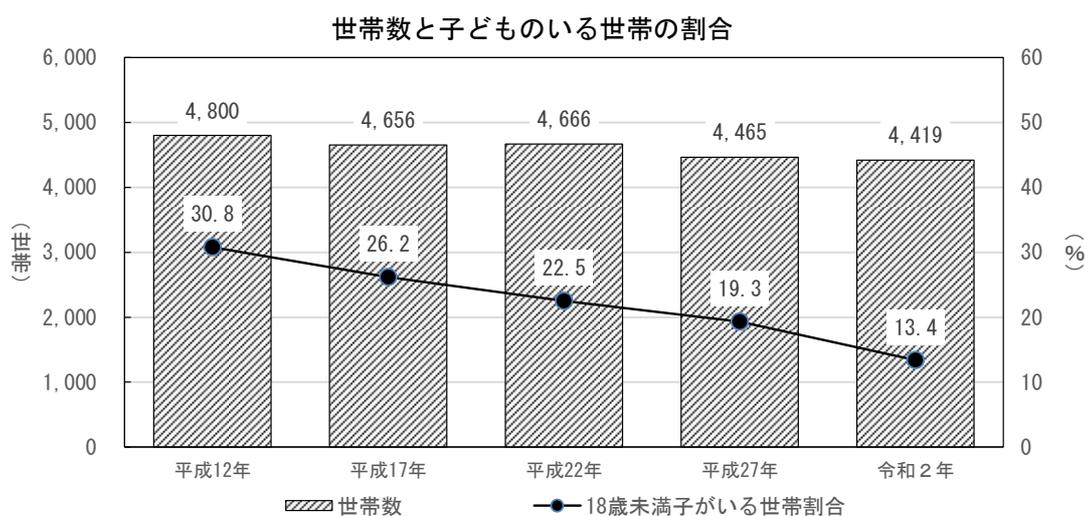
出生率は、人口規模の小さな自治体では年次ごとのバラツキが大きいため、比較的安定した数値である「子ども女性比」(15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の割合)の推移をみると、減少傾向が続く中、令和2年には0.153となっています。



資料：国勢調査

(4) 世帯数と子どものいる世帯

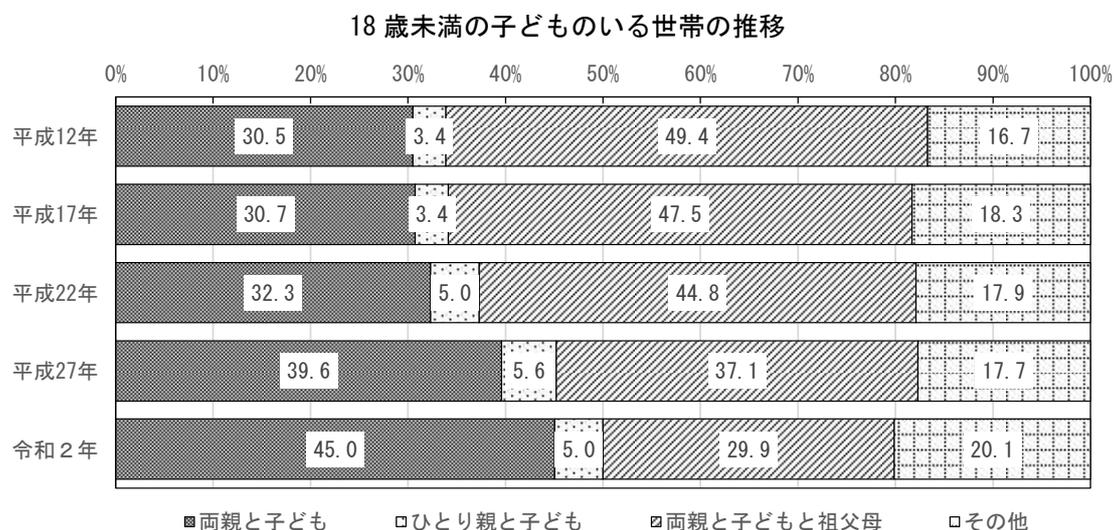
世帯数は、令和2年国勢調査によると4,419世帯となっており、人口と同様に減少が続いています。このうち、18歳未満の子どものいる世帯の割合は次第に低下し、総世帯数に占める割合は、令和2年に13.4%となっています。



資料：国勢調査

(5) 子どものいる世帯構成

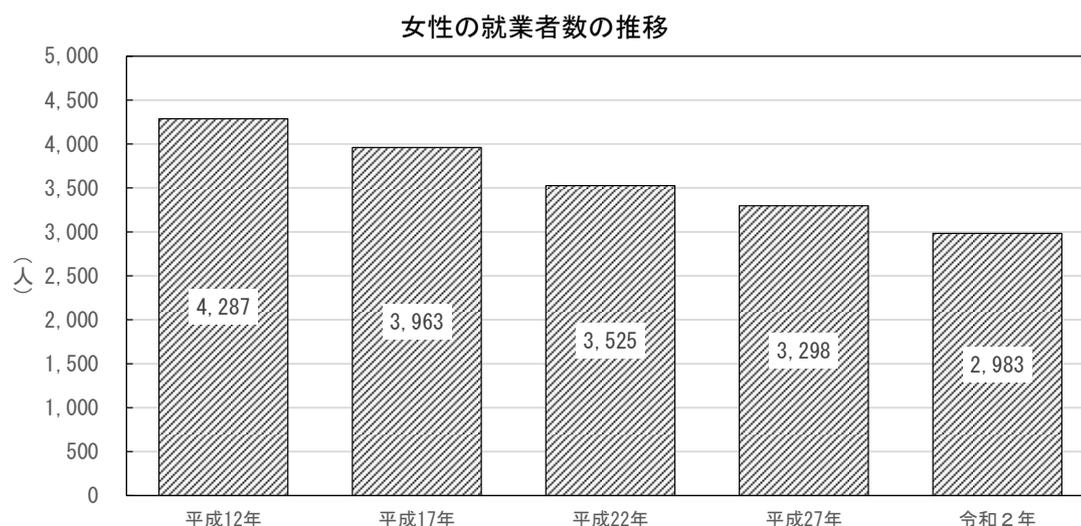
18歳未満の子どものいる世帯の構成について、令和2年は、両親と子ども世帯が45.0%となっており、増加傾向が続いています。一方、両親と子どもと祖父母からなる3世代世帯は29.9%で減少傾向にあります。また、ひとり親と子ども世帯は5.0%となっています。



資料：国勢調査

(6) 女性の就業者数

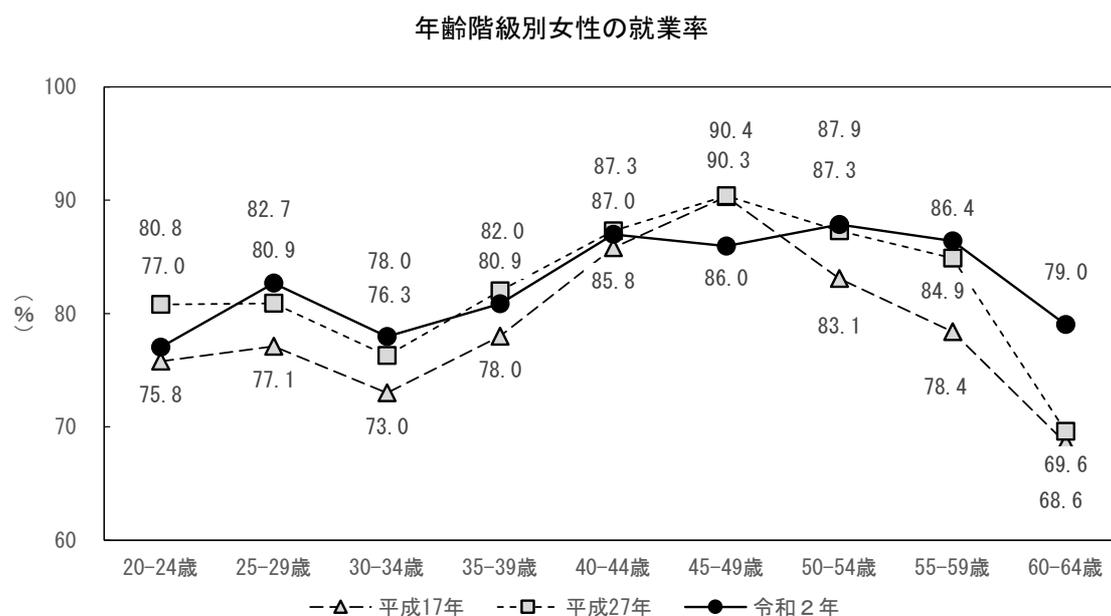
女性の就業者数は、減少が続いており、令和2年には2,983人となっています。



資料：国勢調査

(7) 女性の年齢階級別就業率

20歳以上の女性の年齢階級別就業率は、結婚、出産、育児期にあたる30歳代の就業率が低くなる、いわゆるM字カーブを描いています。一方で、令和2年の就業率については、多くの世代において就業率が高くなっており、M字の落ち込みも小さくなる傾向にあります。



資料：国勢調査

3 保育園と子育て支援事業の状況

(1) 保育園

保育園児の数は減少していますが、近年は3歳未満児が増える傾向にあります。町内5か所の公立保育園は、豊かな自然や地域資源を保育に取り入れ、長野県が推奨する信州型自然保育の認定を順次受けています。このほか、自然環境を活かした保育を行っている認可外保育施設があります。

年齢別保育園児数

各年度4月1日現在 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳未満児	77	63	63	59	73
3歳児	51	57	51	40	48
4歳以上児	118	105	106	105	95
計	246	225	220	204	216

各保育園児童数

() 内定員・各年度4月1日現在 (単位：人)

保育園名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
志賀高原保育園	8 (30)	6 (30)	5 (30)	4 (30)	6 (30)
かえで保育園	112 (200)	107 (200)	103 (200)	93 (200)	89 (200)
ほなみ保育園	54 (90)	45 (90)	43 (90)	40 (90)	50 (90)
よませ保育園	57 (120)	55 (120)	57 (120)	60 (120)	64 (120)
すがかわ保育園	15 (45)	12 (45)	12 (45)	7 (45)	7 (45)
計	246 (485)	225 (485)	220 (485)	204 (485)	216 (485)

(2) 子育て支援事業

①延長保育

延長保育は、4園で実施しています。ただし、土曜日の午後は、かえで保育園のみでの実施です。

延長保育利用児童数（年間）

（単位：人）

	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
平日 朝	8,783	8,991	9,975	9,484	9,253
平日 夕	15,821	15,505	18,015	18,005	18,238
土曜日 朝	279	198	154	228	142
土曜日 夕	314	350	486	421	357
計	25,197	25,044	28,630	28,138	27,990

※平成 27 年度から、土曜日の午後の受入を開始した。

※土曜日の朝・午後を利用するときは、かえで保育園以外の園児は、朝からかえで保育園での利用とした。

※平成 28 年度から、平日月 2 回までの利用を無料とし、土曜日の利用料は無料とした。

②一時保育

一時保育は、かえで・志賀高原保育園で実施しています。1か月に最高 12 日間まで利用ができます。

延利用児童数

（単位：人）

	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
かえで保育園	517	327	321	503	322
志賀高原保育園	122	80	54	56	96
計	639	407	375	559	418

※平成 28 年度より、月 2 回までの利用を無料とした。

③休日保育

日曜・祝日、保育園の長期休み等に保護者の就労等の事情により保育に欠ける児童を対象に保育を実施しています。

延利用児童数

(単位：人)

	平成 31/ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間延利用児童数	537	316	357	365	337

※平成 28 年度より、利用料を無料とした。

④子育て支援センター「ゆめっこ」

子育て支援センター「ゆめっこ」は、平成 21 年度に開所し、子育て家庭の孤独感や育児不安の解消、育児者同士の交流、相談・情報交換の拠点施設として運営しています。令和 6 年度からは、ファミリー・サポート・センター事業の支部と位置づけ、会員のマッチングや活動拠点としての機能を持たせました。

年齢別利用者数（延べ）

(単位：人)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
平成 31/ 令和元年度	476	862	547	223	166	276	2,550
令和 2 年度	134	496	433	207	144	146	1,560
令和 3 年度	148	320	232	120	142	104	1,066
令和 4 年度	134	278	151	122	78	119	882
令和 5 年度	471	489	250	157	120	97	1,584

⑤放課後児童対策

保護者が昼間家庭にいない児童が放課後の時間を過ごす場所として、東・南・西の各小学校とすがかわふれあいセンターに放課後児童クラブを設置しています。

平成 27 年度からは、小学校 4 年生までの児童の受入対象を小学校 6 年生までとし、各クラブ 2 名以上の支援員を配置し、児童の健全育成に努めています。

また、申込者の増加により 1 教室では受入れが困難となったため、東小児童クラブは平成 26 年度から、西小児童クラブは平成 28 年度から 2 教室で実施しています。

児童クラブ利用者数

(単位：人)

		東小	南小	西小	北部	計
平成 31/ 令和元年度	年間延利用者	738	319	512	108	1,677
	月平均利用者	62	27	43	9	141
令和 2 年度	年間延利用者	657	329	577	151	1,714
	月平均利用者	55	27	48	13	143
令和 3 年度	年間延利用者	672	284	590	168	1,714
	月平均利用者	56	24	49	14	143
令和 4 年度	年間延利用者	658	278	549	141	1,626
	月平均利用者	55	23	46	12	136
令和 5 年度	年間延利用者	751	293	473	167	1,684
	月平均利用者	63	24	39	14	140

4 住民ニーズ調査の概況

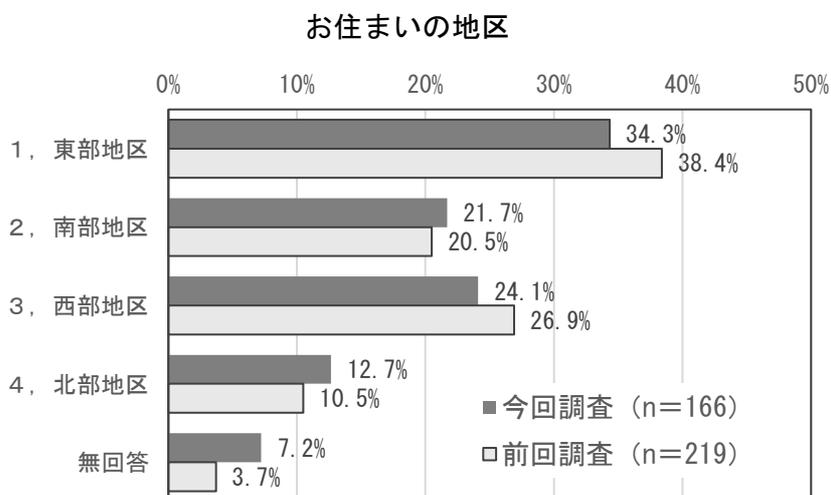
計画の策定に先立ち、就学前児童の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育、子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、子ども・子育てニーズ調査を行いました。

なお、第二期計画策定時にも同様の調査を行っており、比較可能な設問については前回調査結果についても掲載します。

調査対象者	町内の0～6歳までの 就学前児童保護者
調査方法	郵送配付・回収
配付件数	262件
有効回収数	166件
有効回収率	63.4%

(1) 居住地区

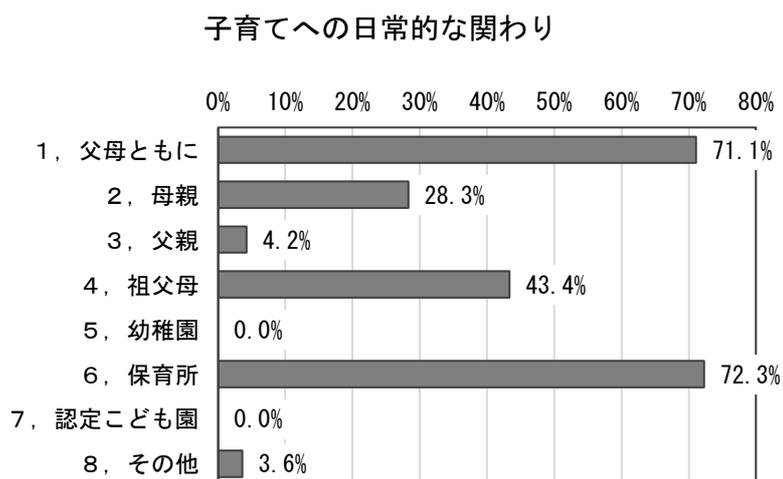
- ◇ 「東部地区」が34.3%で最も多く、次いで「西部地区」24.1%、「南部地区」21.7%、「北部地区」12.7%となっています。
- ◇ 前回調査との比較では、「東部地区」が減り、「北部地区」がやや増えています。



(2) 子どもの育ちをめぐる環境

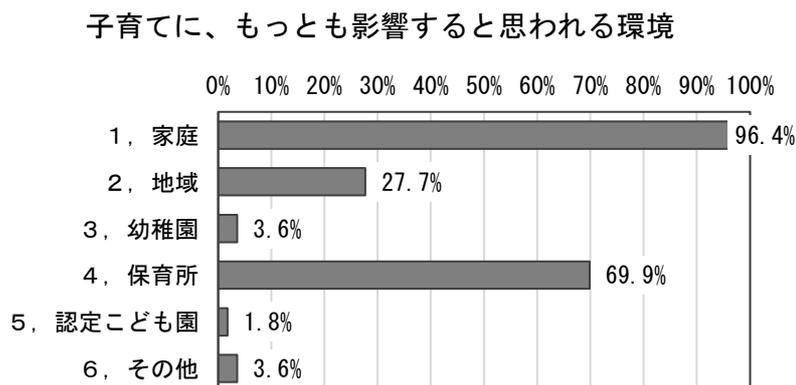
① 子育てへの日常的な関わり

◇ 日ごろ、子育てに日常的に関わる方や施設については、「保育所」72.3%と、「父母ともに」71.1%が多くなっています。また、これに次ぐのが「祖父母」43.4%となっています。



② 子育てに、もっとも影響すると思われる環境

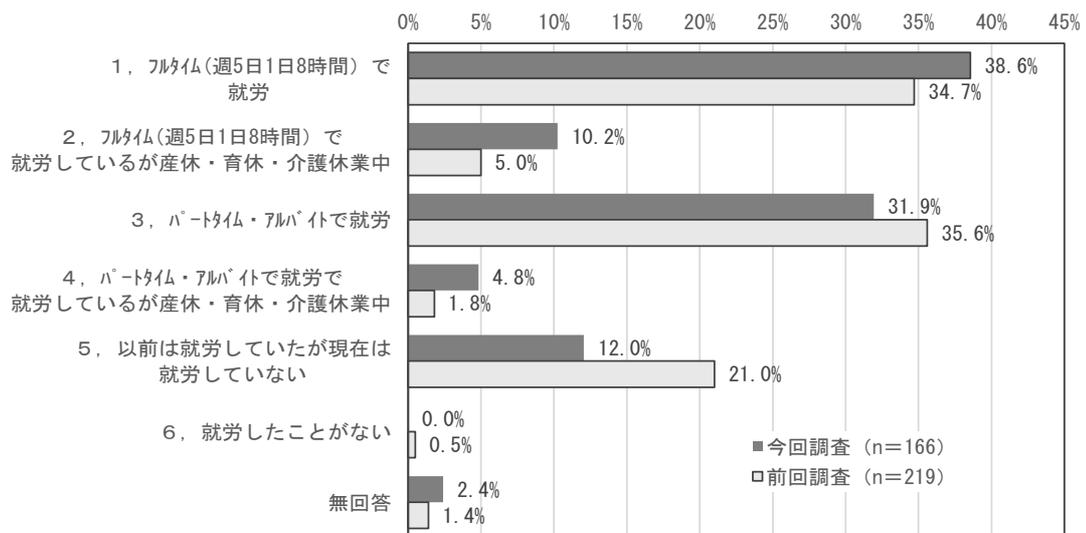
◇ 子育てに、もっとも影響すると思われる環境については、「家庭」96.4%が最も多く、これに次ぐのが「保育所」69.9%となっています。



(3) 母親の就労状況

- ◇ 「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」38.6%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」31.9%が多くなっています。
- ◇ 前回調査との比較では、『フルタイム就労』が増え、『就労していない』が減っています。

母親の現在の就労状況

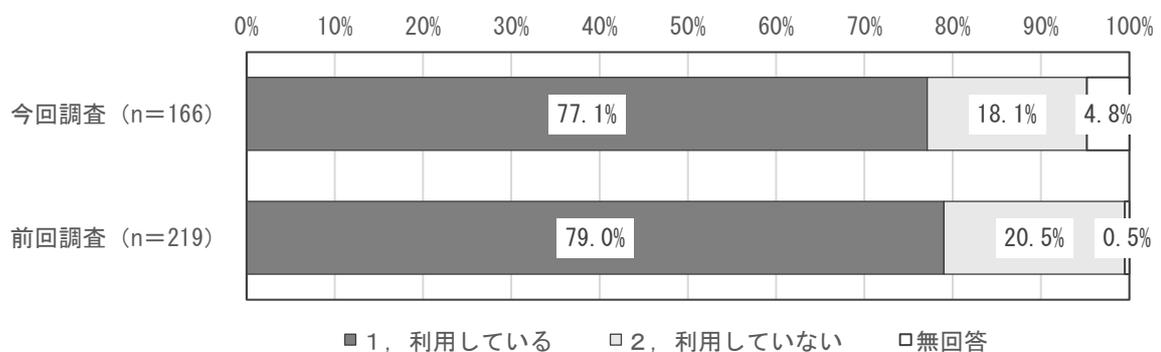


(4) 定期的な教育・保育事業の利用

① 利用の有無

- ◇ 幼稚園や保育所などの定期的な教育・保育事業の利用は、「利用している」77.1%、「利用していない」18.1%です。
- ◇ 前回調査との比較では、大きな変化は見られない状況です。

教育・保育事業の利用の有無



② 利用している教育・保育事業

◇ 利用している事業で最も多いのは、「認可保育所」97.7%で、前回調査は96.3%と大きくは変わりません。

利用している教育・保育事業

	今回調査		前回調査	
	回答数	割合	回答数	割合
1, 幼稚園	0	0.0%	1	0.6%
2, 幼稚園の預かり保育	0	0.0%	0	0.0%
3, 認可保育所	125	97.7%	167	96.5%
4, 認定こども園	0	0.0%	0	0.0%
5, 家庭的保育	1	0.8%	3	1.7%
6, 事業所内保育施設	0	0.0%	0	0.0%
7, その他の認可外保育施設	2	1.6%	0	0.0%
8, 居宅訪問型保育	0	0.0%	0	0.0%
9, ファミリーサポートセンター	0	0.0%	0	0.0%
10, その他	1	0.8%	1	0.6%
合 計	128	100.0%	173	100.0%

③ 土曜日と日曜・祝日の利用希望

◇ 土曜日と日曜・祝日の利用希望は、土曜日において「利用する必要はない」が増えています。

土曜日、日曜・祝日の利用希望(割合)

	土曜日		日曜・祝日	
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
1, 利用する必要はない	62.0%	43.4%	76.5%	74.4%
2, ほぼ毎週利用したい	10.8%	20.5%	3.0%	3.2%
3, 月に1~2回は利用したい	25.3%	33.8%	15.7%	19.6%

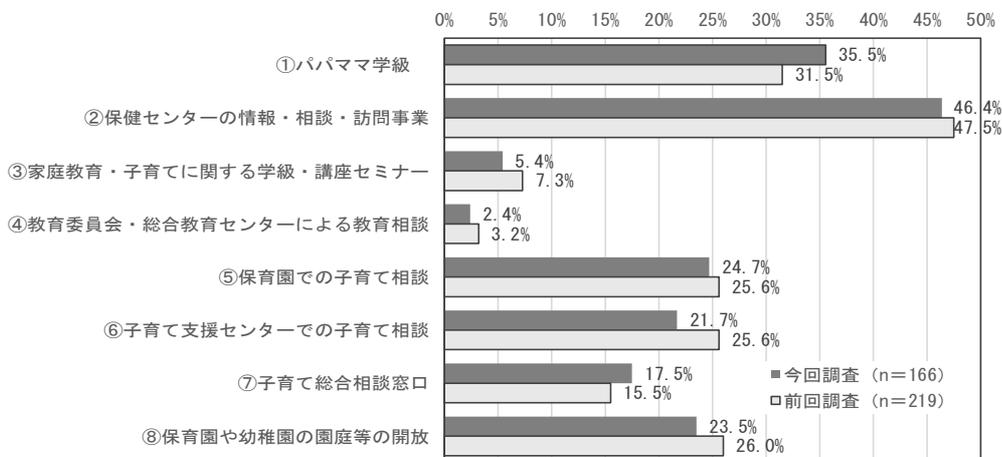
(5) 地域子育て支援事業の利用

① 利用したことがある事業

◇ 利用したことがある子育て支援事業で最も多いのは、「保健センターの情報・相談・訪問事業」が46.4%、「パパママ学級」35.5%、「保育園での子育て相談」24.7%、「保育園や幼稚園の園庭等の開放」23.5%、「子育て支援センターでの子育て相談」21.7%などとなっています。

◇ 前回調査と比較すると、「パパママ学級」が増加しています。

利用したことがある事業

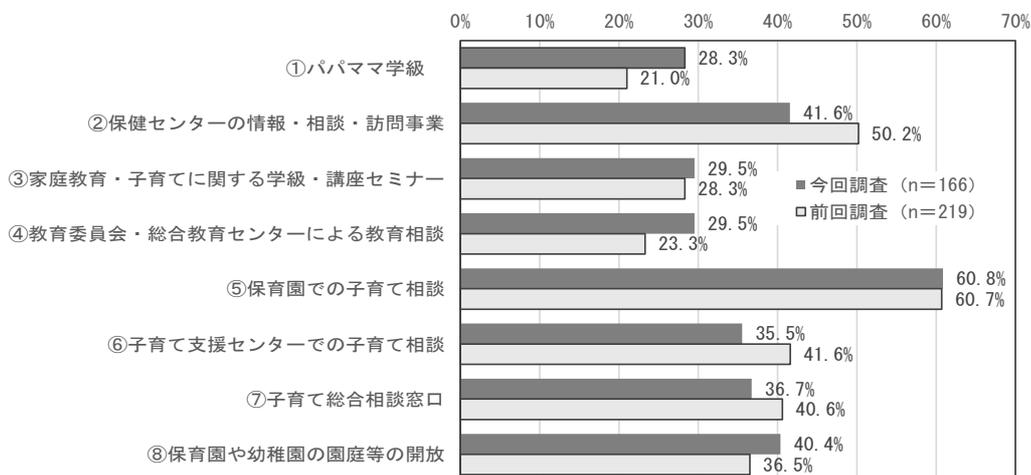


② 今後利用したい事業

◇ 今後利用したい子育て支援事業で最も多いのは、「保育園での子育て相談」が60.8%、次いで、「保健センターの情報・相談・訪問事業」41.6%などと続きます。

◇ 前回調査と比較すると、利用経験ありと同様、「パパママ学級」が増加しています。

今後利用したい事業

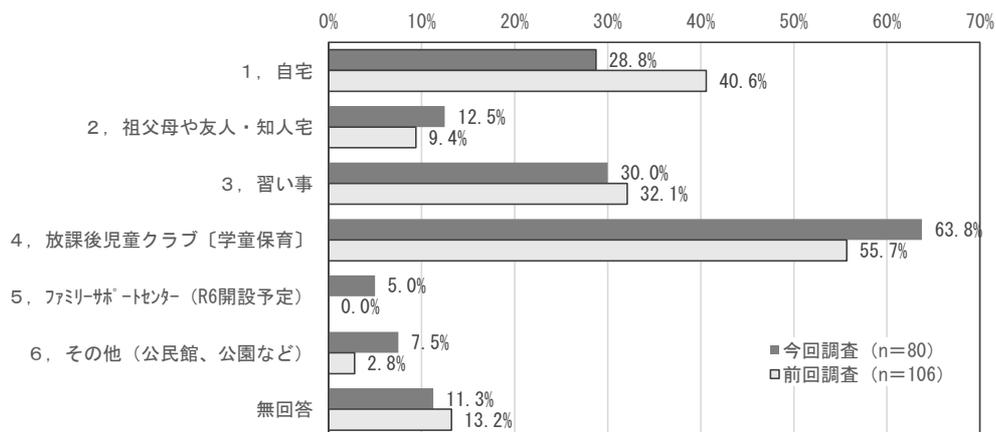


(6) 就学後における放課後の過ごし方

① 低学年

- ◇ 小学校低学年（1～4年生）の放課後（平日の小学校終了後）をどのような場所で過ごさせたいかについては、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が63.8%と最も多く、次いで「習い事」が30.0%、「自宅」が28.8%などです。
- ◇ 前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が増え、「自宅」が減っています。

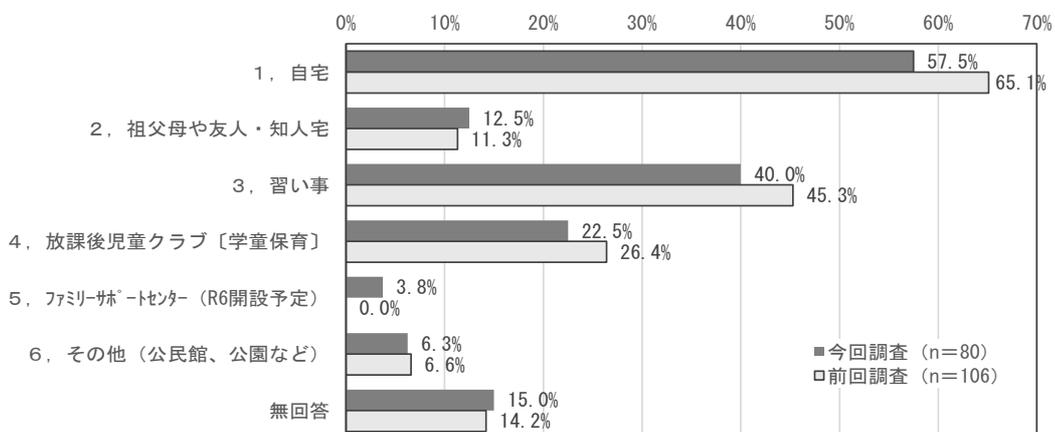
小学校就学後における放課後の過ごし方（低学年）



② 高学年

- ◇ 小学校高学年（5～6年）の放課後をどのような場所で過ごさせたいかについては、「自宅」が57.5%と最も多く、次いで「習い事」が40.0%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が22.5%などです。
- ◇ 前回調査と比較すると、「自宅」、「習い事」、「その他（公民館、公園など）」が増えています。

小学校就学後における放課後の過ごし方（高学年）



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的視点

(1) 子どもの幸せを第一に考える視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもまんなか社会の視点、子どもの立場に立ち、その利益が最大限に尊重されるよう配慮していきます。

子どもは次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的視点を持って取り組みます。

(2) すべての子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子育て家庭への支援をしていきます。

妊娠、出産、子育てといった子どもに関わるすべてステージにおいて、切れ目なく保護者の不安や負担、孤立感を和らげるなど、家庭の子育て力を高めることができるよう取り組みます。

(3) 地域や社会全体で見守り、育み、支える視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、行政をはじめ、事業者、地域コミュニティなど様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体で見守り、育み、支えていくことができるよう取り組みます。

2 基本理念

子どもや子育てにやさしいまち 山ノ内 みらいへつなぐ、ふるさとのまちづくり

子どもや子育てを支援することは、一人ひとりの子どもや父母その他、保護者の幸せにつながることはもとより、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

第二期計画までの取り組みにより、**当町**の子育て支援策は県下でもトップレベルの内容となりましたが、こども基本法に規定する、子どもをはじめとした当事者の意見を聴取すると、まだまだ不足している内容もあり、加えて本町の子育て支援策が手厚い内容であると認識されていない状況にあります。

当町の子育て支援策について、より積極的で効果的な情報発信に努めつつ、子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障されるとともに、父母をはじめとした子育てに関わる方々の輪が広がり、つながり、より安心感やいきいきとした子育てが営まれる町を目指し、本計画の基本理念を上記のように定めます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 子育て家庭の支援

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てる意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会全体で支えることによって、子育て家庭が抱える様々な不安感や負担感の軽減を図ります。

また、共働き世帯が増加しているなか、子育て家庭が働きやすいよう、さまざまな子育て支援サービスを充実し、さらに、子育てによって享受できる喜びを十分に感じることができ環境づくりや地域の人材の協力と社会資源の効果的な活用を進めます。

基本目標2 親子の健康の確保と増進

子どもの健やかな成長を考える際、親と子どもが心身ともに健康であることが重要なのは言うまでもありません。そのため、親と子の健康づくりや相談・指導を通じた育児不安の解消に努めます。

また、食に関する学習の機会を通じて「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。さらに、安心して子どもを生み、育てられるよう、関係機関と連携し、小児医療の充実に努めます。

基本目標3 教育環境の整備

確かな学力の向上、豊かでたくましい心や身体の育成、子どもの生きる力を育成するため、学校の教育環境の整備を進めます。

また、次代を担う子どもたちが心身ともに成長し、自立した大人になるために、家庭や地域が連携して子どもたちを取り巻く環境の整備を進めます。

基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備

子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備を図ります。

また、子どもや子どもを持つ親が安心して生活し外出できる道路交通環境の改善や、子どもを犯罪から守る、地域住民による「見守り」などによる防犯体制の強化を図ります。

基本目標5 要保護児童・家庭への支援

ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制の充実に努めるとともに、適切な支援サービスを図ります。

障がいのある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制の充実に努めます。

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。児童虐待の予防及び早期発見・早期対応のための体制を整備し、児童虐待の防止を図ります。

4 計画の考え方

(1) 教育・保育

当町の人口は減少傾向にあり、出生数は近年、40～50人台での推移が続いています。

教育・保育の無償化の対象となる公立保育園5園においては、保育を必要とする子どもすべてを受入れ、一定で均質な保育の提供を図っています。通常保育に加え延長保育は4園で、一時保育は2園で実施し、さらには休日保育も1園で行うなど多様化する保育ニーズに対応しています。

ニーズ調査では、幼児教育・保育の無償化もあり、一定のニーズが見られますが、定員に余裕がある園もあることから、ニーズへの対応を図ることができます。一方、保育の充実を図るためには、子どもの年齢に応じたきめ細かな保育と、子どもの安全・安心確保が可能な職員数を配置すること、適正な利用定員で受入れ体制を整えることが必要です。

町内には幼稚園はなく、幼稚園利用者は町外施設を利用しています。国においては、平成29年3月に乳幼児期の保育・教育の指針の改定を行い、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園のすべてを幼児教育を行う施設として位置づけています。

当町では町内に幼稚園開設の予定はなく、幼児教育については、保育・教育の指針の改定を踏まえ、保育園における幼児教育を実践します。

(2) 地域の子ども・子育て支援

在宅で子育てをする家庭を対象に、各保育園では親子交流活動や子育て相談事業を実施し、育児に不安のある保護者や相談できる支援者がいない保護者に対する支援を図っています。保護者からは、子育てについて身近に相談する人がいない、必要な情報が得られないなど、支援を必要とする声は高く、子育て支援センター「ゆめっこ」の充実を図ります。

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後健全育成事業を図る「放課後児童クラブ」は、各小学校及びすがかわふれあいセンターに設置しています。平成27年度からは小学6年生までを対象とし、月平均では140人前後の利用となっています。

就業率の上昇や、フルタイムで働く保護者の増加等により、今後も一定規模の利用が続くと見込まれることから、引き続き安定した受入れに向け、環境整備に取り組めます。

小学生の放課後の過ごし方として、ニーズ調査では「放課後児童クラブ」が最も多く、次いで「自宅」「習い事」の順となりました。放課後の時間は、児童が基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通して社会性を取得する場でもあることから、誰もが利用できる施設を検討していく必要があります。すべての子どもたちが安全で安心して豊かに過ごすことのできる環境整備を図り、児童の健全育成を図ります。

5 計画の目標

本計画の前提となる、子ども世代の将来人口については、次のように想定しています。

将来子ども人口

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	36	35	34	32	31
1歳	42	40	38	37	35
2歳	53	43	41	39	38
3歳	45	53	43	41	39
4歳	53	46	53	43	41
5歳	44	53	45	53	43
6歳	57	44	54	46	54
7歳	60	56	44	53	46
8歳	56	58	55	43	52
9歳	55	55	58	55	43
10歳	71	55	55	58	54
11歳	70	71	55	55	57

6 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業に関する量の見込みや確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を設定します。

当町においては、都市規模や地域の環境、交通条件等を踏まえ、全町を1区域として設定します。

第4章 施策の展開

基本目標

施策項目

1 子育て家庭 への支援

施策1
地域での子育て支援

- (1) 保育・子育て支援サービスの充実
- (2) 子育て相談・情報提供の充実
- (3) 児童の健全育成

施策2
子育てと仕事の両立支援

- (1) 子育てと仕事の両立の推進
- (2) 男女の働き方の見直し

施策3
子育て家庭への経済的支援

- (1) 各種支援制度の充実

2 親子の健康 の確保と増 進

施策1
親と子どもの健康づくり

- (1) 子どもや親の健康の増進
- (2) 食育の増進
- (3) 不妊に対する支援

施策2
保健医療の充実

- (1) 小児医療の充実

3 教育環境の 整備

施策1
学校教育の充実

- (1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成
- (2) 地域とともにある学校づくり
- (3) いじめ・不登校などへの取組

施策2
家庭や地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 地域の子育て力の向上

4 子育てにや さしい生活 環境の整備

施策1
子育てにやさしいまちづくり

- (1) 子育て環境の整備

施策2
安全・安心なまちづくり

- (1) 犯罪のない安全・安心なまちづくり
- (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策3
子どもの居場所・遊び場づくり

- (1) 子どもの居場所の充実
- (2) 子どもの遊び場の充実

5 要保護児 童・家庭へ の支援

施策1
障がい児への対応

- (1) 障がい児への対応
- (2) 学習支援と機会の提供

施策2
ひとり親家庭への支援

- (1) ひとり親家庭への自立支援の推進

施策3
児童虐待の防止

- (1) 児童虐待の防止・相談体制の充実

基本目標 1 子育て家庭の支援

施策 1 地域での子育て支援

【現状と課題】

少子化による子どもの減少、核家族化の進展、共働き家庭の増加などにより、子育てをする親同士の交流や隣近所での交流が少なくなっているなか、家庭において子育てをしている母親などの育児不安の増加や、子育ての負担感などが懸念されています。

こうしたなか、子育て中の親が子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができる環境の整備が必要です。ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実などが必要となっています。

【施策の内容】

(1) 保育・子育て支援サービスの充実

町内5か所の保育園と児童クラブ、子育て支援センターなどを拠点に、子育て中の親の多様な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子育て家庭が安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めます。

また、園児が自然な形で入学後の学校環境に慣れ親しめるよう、他園の子ども同士の交流や職員の交流を通じて、小学校との円滑な就学移行を図ります。

事業	内容
通常保育の充実	保護者が労働等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童を町内5か所の保育園で保育します。 保護者のニーズに応えられる保育の質の向上に努め、「運動あそび」やキレない子どもを育てる「セカンドステップ事業」を積極的に実施します。
保育園巡回相談	専門スタッフによるチームが保育園を訪問し、発達や育児についての相談や事故防止の確認などを行います。
保育園・小学校・子育て支援センターの連携	円滑な就学移行につなげるため、職員間の交流による小学校との情報共有、園児と児童の交流などを通して緊密な連携に努めます。また、子育て支援センターを包括した連携事業に取り組みます。
保育園施設の整備	各保育園の必要な修繕等を行い、良好な保育環境の整備・維持に努めます。
特別保育事業	保護者の就労形態の多様化によるニーズ等に対応し、朝夕・土曜日の延長保育、休日保育、一時保育の充実を図ります。また、令和8年度からこども誰でも通園制度に取り組みます。

事業	内容
子育て支援センター事業	親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成・支援などの充実を図り、子育て家庭の情報交換と孤立化を防ぐ事業を推進します。また、より快適に利用してもらえるよう環境整備に努めます。
放課後児童クラブ事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、4か所の児童クラブで放課後に適切な遊びや生活の場を与え児童の健全な育成を推進します。開所時間延長など保護者ニーズに添った対応に努めます。
養育支援訪問事業	養育支援の必要性がある家庭に対し、養育支援等を訪問により実施します。生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施に合わせ、養育支援の必要性の高い家庭への育児支援事業を展開します。
緊急時の児童一時預かり	緊急時等の一時預かりの具体的なニーズを把握し、事業実施方法等について研究を進めます。

(2) 子育て相談・情報提供の充実

出産や子育て支援に関するサービスや情報を簡単に入手できるよう、広報誌やホームページ、SNS等で提供していくとともに、保育園や子育て支援事業の利用に係る相談体制の充実を図ります。

また、子育て支援センターでは、地域や家庭での孤立感や子育て不安を解消できる相談体制の整備に努めます。

事業	内容
子育て支援相談事業	保育園、子育て支援センター、役場で、子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。
育児相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保健師や家庭児童相談員等による相談で保護者の育児不安の解消を図ります。
子育て情報の提供	子育てアプリ（はぐなび☆やまのうち）や民間の子育て情報誌、ホームページ活用などにより、子育て家庭の情報交換と交流、各種支援制度など、子育て家庭に役立つ情報の提供に努めます。
子育て世代包括支援センター (こども家庭センターの設置)	保健センターと子育て支援センターが連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。また令和7年度からはこども家庭センターを設置し、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することで、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対し切れ目なく、漏れなく対応していきます。
乳幼児発達支援教室	2歳に達した未就園児に対し、集団保育の場の提供、保護者の育児不安等の相談に応じます。

(3) 児童の健全育成

子どもの健全育成のため、さまざまな体験ができるよう、スポーツ、文化、歴史、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や講座を実施します。

また、事業主体の支援に努め、子どもたちの豊かな居場所づくりに努めます。

事業	内容
青少年育成事業	育成会組織の活性化を図り、青少年健全育成の推進に努めます。
学校開放事業	町内の各小中学校の体育館や校庭を広く町民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。
ジュニアスポーツ事業	スポーツを通じて子どもの健全育成を図るため、町民スポーツ教室の開催、スポーツ少年団等の活動を支援します。

施策2 子育てと仕事の両立支援

【現状と課題】

多様な働き方を選択できる社会を実現するため、「働き方改革」の関連法案が平成31年4月に施行されましたが、このなかでは「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現することが目指されています。

子育て世帯をめぐっては、共働き世帯が増加するなかで、保育サービスの充実に加え、男性を含めた働き方の見直しを進めることが必要であり、働き方改革による子育て家庭に配慮した就労形態や職場環境の整備、家族や地域の協力体制の確立などが課題となっています。

【施策の内容】

(1) 子育てと仕事の両立の推進

男女が共に働きやすく、子育てと仕事を両立できる職場環境の整備や、多様で柔軟な働き方の推進に向けて、様々な機会を利用した啓発に努めます。

事業	内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに子育てと仕事を両立させて、自らの多様な生き方が実現できるよう、町民や事業者に対して、セミナーの開催や、各種講座を開催するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

(2) 男女の働き方の見直し

男女とも子育てに参加できるよう、職場環境の改善を促進し、男性の育児休業取得率の向上や家事・育児等への参画を促進します。

事業	内容
事業所の取組支援	男女がともに働きやすい職場づくりに取り組むことができるよう、事業所へのセミナーの開催やパンフレットの配布など啓発に努めます。

施策3 子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

親が理想とする子どもの人数よりも実際の子どもの人数が少ないという家庭が増加傾向にあり、その原因として経済的負担の大きさがあげられます。

経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月からの国の幼児教育保育無償化に合わせ、町独自事業として無償化対象児童の副食費を無料とし、令和3年度から出産祝金を、令和4年度からは育児支援金を支給しています。また、令和6年度からは県と協力し、多子世帯や低所得世帯に対する保育料の軽減を行っています。

【施策の内容】

(1) 各種支援制度の充実

これまでの子育て家庭に対する各種施策を引き続き実施するとともに、経済的支援の充実を図ります。

事業	内容
児童手当	高校生年代までの児童を養育する世帯を支援するため児童手当を支給します。
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度より、同様の給付を受けられる場合を除く）一時金を支給します。
福祉医療費給付金支給事業	18歳までの子どもの医療費を無料とします。（小学校就学前の食事療養費は一部を助成します。）
小児特定疾患医療／特定疾患	18歳未満で指定された特定疾患のある児童が入院・通院したときの医療費を助成します。
奨学金	経済的理由により高等学校や高等専門学校・大学等への就学が困難な学力優良者に対し、予算の範囲において奨学金を無利子で貸与し人材の育成を支援します。
就学援助	経済的理由により就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

事業	内容
幼児教育・保育の無償化	町が確認した幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用負担の無償化を図ります。また、無償化の対象から除外される給食費についても町独自に無償化を実施しています。
給食費の軽減	保護者の負担軽減を図るため、学校給食費の一部を助成します。
未熟児養育医療の給付	入院養育が必要な未熟児に対し、入院医療費を助成します。
インフルエンザ予防接種費用の助成	6ヶ月から15歳（中学3年生）までのお子さんの予防接種にかかる費用の一部を助成します。
小中学校卒業祝金	小学校および中学校の卒業時に卒業祝金を支給します。
高校生通学定期券購入費補助	鉄道および路線バスを利用し、町内から通学する高校生の保護者へ通学定期運賃の一部を補助します。
出産・子育て応援給付金	妊娠時から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体化して実施する事業として応援金を給付します。
出産・育児祝金	子育て家庭への経済的支援を充実させるため、出産・育児祝金を支給します。 【第1子】 出生時祝金：10万円 【第2子】 出生時祝金：10万円 支援金：出生の翌年から小学校入学前まで毎年10万円（上限60万円） 【第3子】 出生時祝金：30万円 支援金：出生の翌年から小学校入学前まで毎年30万円（上限180万円）

基本目標 2 親子の健康の確保と増進

施策 1 親と子どもの健康づくり

【現状と課題】

手軽に入手できる育児情報は世の中に溢れていますが、育児を身近に感じる経験や、周囲からの支えの不足が育児の不安や負担感につながっています。このため、子育てに関する正しい情報の提供や相談の機会を増やすことで保護者の不安解消を図るとともに、妊娠・出産期、乳幼児期を通じて母子の健康を確保し、切れ目のない保健対策の充実を図ります。

【施策の内容】

(1) 子どもや親の健康の増進

子の健康等に関わる各種検診や訪問指導、相談などを実施し、子どもや親の健康確保・増進を図ります。

事業	内容
妊婦一般健康診査事業	妊娠期の健康管理及び安全で安心して出産できるよう、妊婦に対する健康診査費用を公費負担します。
産婦健康診査事業	産後1ヶ月までの間で2回の検査について公費負担します。
健康教育事業	健全な母性・父性育成を目的として父親・母親教室等を実施します。
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健やかな成長発達を促すための保健指導を行います。また、専門スタッフによる病気の早期発見に努め、早期治療や療養につなげます。
新生児聴覚検査の助成	1歳までの間に1回のみ、検査費用を助成します。
訪問指導事業	対象者の自宅に訪問し、適切な保健指導を実施し、妊婦及び養育者の不安の軽減を図り、乳幼児の成長発達を促します。
健康相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、乳児の成長発達を確認するとともに、子育て中の孤立化を防ぐため様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行います。
離乳食教室	子どもの成長にあった離乳食づくりとその進め方を学ぶとともに、育児に関する相談機会として離乳食教室の充実を図ります。
予防接種事業	疾病から子どもの健康を守るため、適切な時期に予防接種ができるよう啓発を行い、接種率の向上に努めます。
伴走型相談支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなげます。
産後ケア事業	出産後の母子に対して、医療機関・助産院と連携し、心身のケアや育児のサポートを行います。

事業	内容
尿中塩分測定を活用した減塩・栄養指導事業	子どもの頃から減塩・うす味習慣を意識してもらうため、尿中塩分測定を1歳6か月児の保護者を対象に実施し、その後3歳児の尿検査に合わせて、児の尿中塩分測定を行って評価します。
元気アップ教室	学童期からの生活習慣病予防に努めることを目的に血液検査の結果をふまえ個別保健指導（保護者含む）、児童・生徒への健康教育で実施します。

（2）食育の推進

それぞれの成長段階や理解度に応じて、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と選択する力を育成するための指導・啓発に努め、小・中学校では給食において、食事の正しい理解と望ましい食習慣を養います。

事業	内容
食育の啓発	バランス食の普及・啓発や、離乳食に関する講習会、栄養相談などを通して、食育に関する啓発に努めます。
学校給食の充実	学校給食施設・設備の計画的な改善、地産地消、栄養管理、食物アレルギー対応、衛生管理を進め学校給食の充実に努めます。
保育園給食の充実	食育計画に基づき、保護者・地域農業者の協力を得ながら地域の農産物や食材から学び、子どもたちに食の大切さを伝え、幼少期からの食育の推進と給食内容の充実に努めます。

（3）不妊に対する支援

県の不妊治療費補助事業と連携するとともに、町独自の補助事業を実施します。

事業	内容
不妊(不育症)治療費補助事業	不妊症と併せて不育症も含めた補助を、補助要件を拡大し実施します。

施策2 保健医療の充実

【現状と課題】

子どもは体調の変化を起こしやすく、緊急の対応が迫られることが少なくないばかりか、小児科専門医の減少が懸念されるなか、一層の小児医療の充実、確保を目指すとともに、子どもの急な体調不良時などでも、保護者が落ち着いて適切な対応ができるように情報提供の充実を図り、加えて疾病などに関する知識の普及を行う必要があります。

【施策の内容】

(1) 小児医療の充実

中高医師会の開設する休日診療所の取り組みや病院群輪番制により関係機関の協力を得ながら、休日急患診療事業を核とした初期救急医療体制の充実に努めます。

事業	内容
病院群輪番制事業	年間を通じて24時間・365日の医療体制を確保し、適切な医療が受けられるように、広域的に輪番制により診療を提供します。

基本目標3 教育環境の整備

施策1 学校教育の充実

【現状と課題】

社会環境の変化を受けて、さまざまな教育改革が行われ、平成29年3月には幼稚園教育要領及び小・中学校学習指導要領が改訂されています。新学習指導要領では、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力の育成に加え、道徳教育の充実、体験活動の重視、保育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしています。

こうしたなか、子どもの個々の能力、理解度を把握しながら、発達段階に応じた学力向上に努めるとともに、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育む教育が求められています。

また、児童・生徒数の減少も進むなか、教育内容の充実を図りながら、学校統合の検討を進めているほか、中学校の部活動の地域以降についても検討しています。

【施策の内容】

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「たくましさ」を育む教育の充実を図ります。

事業	内容
教育コンピュータ活用事業	情報化に対応した教育実現のため、教育用コンピュータの活用拡大を図ります。
ALTの活用	小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、国際社会に向けた英語教育の充実を図ります。
元気アップ教室事業	小児生活習慣病の予防のため、血液検査、健康学習等を行い、健やかな身体の発育を支援します。
平和親善大使事業（中学校）	被爆地広島へ代表生徒を派遣するとともに、全校生徒で戦争の悲惨さ、平和の尊さについて学習し、平和を強く求める人間を育成します。
キャリア教育の充実（中学校）	職場体験、社会人講話などを行い、やがて社会の一員として貢献する意義を見出し、卒業後の進むべき道を希望を持って自らの意志で選択し、問題解決能力を身につけられるように支援します。
ESD（※）の推進	小・中学校ではユネスコスクール（※）として、自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、問題を解決する力を身につけ、自己の生き方を考えることができる子どもの育成を目指し、ESDの推進を行います。

※E S D

持続可能な開発のための教育（:Education for Sustainable Development）

私たちとその子孫たちが、地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びで、持続可能な社会の担い手を育む教育

※ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するネットワーク

（２）地域とともにある学校づくり

信州型コミュニティスクールの仕組みを活用し、開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民から信頼される魅力ある学校づくりを進めます。

事業	内容
信州型コミュニティスクール学校運営委員会	地域住民の信頼に応えて、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図り、より一層地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、各学校に信州型コミュニティスクール学校運営委員を配置します。
総合的な学習の時間の充実と地域連携事業の拡充	地域の自然、伝統文化、人材などを活用し、地域への誇りや愛着を育みます。そのため、信州型コミュニティスクール（※）の活動を充実させ、学校と地域住民の協働による地域と連携した事業を拡充します。

※信州型コミュニティスクール

学校と地域住民が継続的に連携していくための仕組みを持った学校

（３）いじめ・不登校などへの取組

家庭、学校、地域が連携を密にするとともに、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを行い、子どもたちの悩みを受け止めていく体制づくりを進めます。

事業	内容
スクールカウンセラー事業	不登校などの課題を抱える児童生徒及び保護者の相談に対応し、課題の解決に向けてともに取り組むスクールカウンセラーを小・中学校（拠点校）に配置します。
心の教室相談事業（中学校）	学級生活に適應することが困難な生徒の悩みや葛藤を聞き、課題の解決を図るほか、学校における友人間のトラブルや家族間の悩みなどの相談にも応じる相談員を中学校に配置します。
はばたき学級（中学校）	学習意欲はあるが、様々な理由から学級に入れない生徒に対して個別に学習指導を行う場を設けます。
教育支援センター	学校に行くことができない児童生徒が自己の世界を広げ、自分の将来に向けて目標が見いだせるような活動ができる居場所を作り、個々の学習状況に合わせ、将来に必要な学習支援を実施していきます。

施策2 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、社会生活に必要な基本的な生活習慣を見につけさせ、人間形成の基礎を培う上で、重要な役割を担っていますが、しつけや思いやりの心情を育てることが困難な家庭が増えています。

一方、子どもたちは学校を離れても、地域の中で多くの人と出会い、自然とふれあう、さまざまな体験を重ねるなかで、豊かな感性や行動力を育んできました。しかし、そうした機会が減少し、地域も子どもを育てる力をなくしつつあります。

こうしたことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力のさらなる向上が求められています。

【施策の内容】

(1) 家庭教育の充実

家庭教育講座（アットホームプラザ）を開催し、親子の絆・子どもの人間形成などを主眼において、子育てを支援します。

子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、世代間交流の促進に努めます。

事業	内容
家庭教育講座 (アットホームプラザ)	様々な講師を招き、子育てをどのように進めたらよいか、親子の絆など保護者の子育て支援となる講座を開催します。
いきいきふれんど事業	地域の資源を活かした様々な体験を通し、親子同士のふれあい、学年・学校を越えた仲間づくりの場を提供します。
図書館サービスの充実	ブックスタート事業やお話し会など、子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。また、絵本の読み聞かせボランティアなど町民と協働した取り組みを進めます。

(2) 地域の子育て力の向上

地域の子育て力を向上させるために、学校と地域の交流拡大、地域で子育てを終えた人たちや高齢者の協力等、地域の人材の活用に努めます。

事業	内容
青少年地域活動事業	地域の子どもたちを見守り育てるため、教育懇談会の充実を図り、学校及びPTA・育成会その他関係機関との連携により青少年の健全育成を図ります。

基本目標 4 子育てにやさしい生活環境の整備

施策 1 子育てにやさしいまちづくり

【現状と課題】

施設や道路の階段、段差は、お年寄りや障がい者の方だけでなく、妊産婦や子ども連れの方の負担の一因ともなります。

また、自家用車の普及から公共交通を利用したことがない若い世代や、子どもが増えるなど、公共交通利用者が減少し、維持・確保について課題となっています。

【施策の内容】

(1) 子育て環境の整備

公共施設へのユニバーサルデザインの導入、安全な歩道の確保など、使いやすく、安全・安心な街並み環境づくりを推進します。また、公共交通利用促進事業として、保育園児の路線バス利用を実施します。

事業	内容
公共施設へのユニバーサルデザイン理念の取り入れ	公共施設の整備や改修の際にはユニバーサルデザインの理念を取入れます。
道路改良事業	歩行者の安全のための歩道整備や狭あい箇所の拡幅改良、未舗装路の舗装等を行い、安全で快適な生活環境の整備を図ります。
公共交通利用者の育成	志賀高原保育園に関しては、通園の際に路線バスを活用し、定期代の一部を補助しています。

施策2 安全・安心なまちづくり

【現状と課題】

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯施設のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があるほか、地域での見守りや声かけによる非行防止に努めることも必要です。

今後は、防犯活動において、事件や事故、不審者に関する情報、近年複雑で多様化している特殊詐欺による被害防止のほか、インターネット接続機器の普及により子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが後を絶たない現状から、緊急時の対処法など情報伝達が非常に重要であるため、学校や保育園、警察、自治会、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。

交通安全対策については、町民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう年齢層に応じた交通安全教育を進めていく必要があります。保育園や小学校では関係機関と連携した交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導のほか自転車の安全利用を含め交通安全意識の高揚に努めています。親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、交通安全教育にあたる職員のスキルアップおよび地域における指導者のさらなる育成を図るとともに、関係機関や交通安全関係団体、自治会などと連携して交通事故の防止活動を推進します。

【施策の内容】

（1）犯罪のない安全・安心なまちづくり

子どもを犯罪被害から守るため、家庭や学校をはじめとし、PTA や保護者会のほか防犯協会、女性団体など地域の人々の協力による見守りやパトロールを行い、地域全体で犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもたちの安全を確保する活動を支援します。

事業	内容
見守り、パトロール活動の推進	地域全体で子どもたちを見守るという意識を高めるため、防犯協会や各地域・団体等と連携した地域防犯パトロール等の啓発活動に努め、地域防犯力の強化を図ります。
防犯対策推進事業	新1年生に交通安全啓発物品を配布するとともに「子どもを守る安心の家」等による地域の協力により、登下校時の子どもたちの安全確保を図ります。 また、インターネットの普及による特殊詐欺や出会い系サイト等による性被害の防止のほか、SNS への書き込みによる誹謗中傷やいじめをきっかけとする犯罪に巻き込まれないためのインターネットの適切な利用について、学校や家庭をはじめ、各地区や職場など地域全体で研修会を開催し情報共有と啓発に努めます。その他学校・保育園等への不審者の侵入防止策を図ります。

事業	内容
防犯灯設置事業補助	子どもたちの安全安心な環境整備のため、各地区自治会が行う防犯灯整備事業を支援します。

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、総合的な交通安全対策を推進します。

事業	内容
交通安全活動の推進	町交通安全推進本部と連携し、登下校時の交通安全指導や安全教育の推進を図ります。 子どもたちが交通事故に遭わないよう正しい道路の通行方法や自転車の乗り方を学ぶ機会として、町内各小学校・保育園等で交通安全教室を開催します。
交通安全施設の充実	ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の適正な管理と老朽施設の更新を行うとともに、横断歩道手前のカラー舗装やグリーンベルトの設置など地域全体で交通安全確保に努めます。
通学路交通安全プログラムの取組	通学路の安全確保に向けた取組を行うため、交通安全推進本部内に設置した通学路安全対策部会を中心に合同点検を継続し、早期に危険箇所を把握し検証するとともに、対策の改善・充実を行います。

施策3 子どもの居場所・遊び場づくり

【現状と課題】

放課後の時間は、子どもが基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通じて社会性を取得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場としていく必要があります。このため、家庭や地域が相互に連携しながら、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに、居場所や遊び場の整備、親同士の交流・仲間づくりが行えるような機会の提供が求められています。

【施策の内容】

(1) 子どもの居場所の充実

留守家庭児童がいつでも「放課後児童クラブ」を利用することができ、併せて、すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、子どもの居場所づくりに取り組みます。

事業	内容
放課後児童クラブ事業 (再掲)	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、4か所の児童クラブで放課後に適切な遊びや生活の場を与え児童の健全な育成を推進します。また、開所時間延長など保護者ニーズに添った対応に努めます。

(2) 子どもの遊び場の充実

子どもたちが健やかに成長できるよう、既存公園等の充実、利用促進を図ります。

事業	内容
公園・緑地の整備	やまびこ広場(親水公園)やどんぐりの森公園などの既存公園の整備、充実を図ります。
身近な遊び場の整備	子どもが安心して遊べるよう、遊び場の点検を行い、子どもたちが身近に利用できる遊び場づくりを推進します。

基本目標5 要保護児童・家庭への支援

施策1 障がい児への支援

【現状と課題】

障がいや発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、障がいに応じた適切な支援が求められています。

近年では、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症など療育や教育の場において、特別に支援が必要な子どもたちの増加や、障がいが重症化・多様化している状況を踏まえ、保育・療育・教育との連携による一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた支援が必要です。具体的には、発達に気になる点がある児童に対しては、子育て支援センター・保育園・小学校・中学校が連携し一貫した途切れないサポートを行えるような事業が不可欠です。

【施策の内容】

（1）障がい児への対応

一人ひとりの個性を伸ばしていけるよう、保育・療育・教育体制の充実を図るとともに、各種助成制度の充実に努めます。

事業	内容
特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける20歳未満の障がい児を養育する父母等に手当を支給します。
障がい児保育	集団保育により成長発達の促進を図るため、保育士を加配するなど受入れ体制の充実を図ります。
発達サポート事業	子育て支援センター・保育園・小学校・中学校が連携し、発達に気になる点のある児童に途切れない支援を行います。
保育園巡回相談（再掲）	専門スタッフによるチームが保育園を訪問し、発達や育児についての相談を行います。
療育教室	北信地域6市町村で開催する、療育コーディネーターや臨床心理士、家庭児童相談員、保健師などのスタッフのもと、発達上いろいろな特徴を持った子どもさんとその親が参加する教室です。教室に参加する子どもの得意なところを伸ばしたり、出来たという達成感を持ってもらうことで自信を持ってもらえるよう支援を行います。
福祉医療給付金支給事業	障がい児の医療費の自己負担額を助成します。
障がい児福祉手当	常時介護を必要とする障がい児に手当を支給します。
福祉サービス	児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等のサービスの提供や各種用具の給付を行います。

(2) 学習支援と機会の提供

障がいのある児童・生徒の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、就学相談や障がいの程度・種類などに応じた指導・支援を行います。

事業	内容
教育支援委員会	就学相談ならびに特別支援教育の充実を図り、適切な教育措置のため学びの場の見直しを行います。
特別支援学級の充実	特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、よりよい適切な教育を実施するため、県と連携して特別支援教育の充実を図ります。
特別支援教育就学奨励	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学援助により支援します。
スクールカウンセラー	心身の障がい等により様々な悩みを抱えている家庭に対して、カウンセリングを行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送れるよう支援します。

施策2 ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

ひとり親家庭の親は、一人で生計の維持と子育てを担う必要があり、その生活は厳しいものとなっています。また、ひとり親家庭の育児負担は両親のいる家庭と比べ大きく、身近に頼れる人がいない場合など、負担はさらに大きいものとなります。

ひとり親家庭の親と子どもが安心して自立して生活していけるよう、生活支援や就業支援、経済的支援等の充実と情報の提供が求められています。

【施策の内容】

(1) ひとり親家庭への自立支援の推進

ひとり親家庭の現況等について把握し、経済的な支援をはじめ、子育てや生活支援、就学の支援、養育費確保の支援など、ひとり親家庭の生活の安定に向けた自立支援に努めます。

事業	内容
児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童（児童に障がいのある場合は20歳未満まで）を養育するひとり親家庭の母・父等に手当を支給します。
福祉医療費給付金支給事業	ひとり親家庭の医療費の自己負担額を助成します。
ひとり親家庭支援制度の情報提供	ひとり親家庭の自立を支援する各種制度等について、広報やパンフレット等により周知し制度活用の促進を図ります。
就学援助（再掲）	経済的理由により就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

施策3 児童虐待の防止

【現状と課題】

子育て世帯が減少し近所付き合いも希薄化しているなか、子育て家庭の孤立化が進み、親の育児不安が増大し、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、また、子どもの発達状況などのさまざまな要因が複雑に絡み合い、支援を必要とする子どもは後を絶ちません。

児童虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応が求められます。

【施策の内容】

(1) 児童虐待の防止・相談体制の充実

関係機関と連携し情報の収集と相談体制の充実を図るとともに、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図ります。

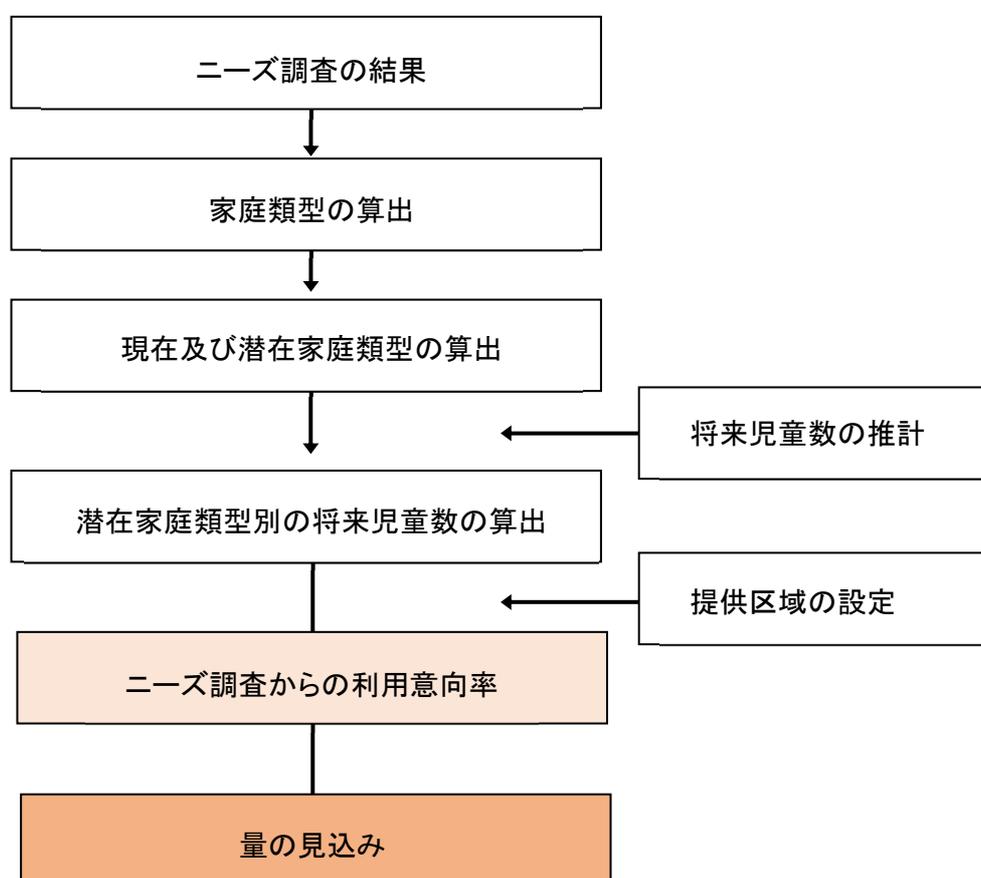
事業	内容
要保護児童への支援 (こども家庭センターの設置)(再掲)	要保護児童対策協議会の機能を強化し、情報収集と虐待の未然防止を図る体制の整備を図ります。個別ケースの実態把握と家庭・子どもに関する相談体制の充実を図ります。発生時には正確な情報収集に努め、子どもの安全を確保するため迅速かつ適切に対応します。また令和7年度からはこども家庭センターを設置し、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することで、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対し切れ目なく、漏れなく対応していきます。
特定妊婦への支援	出産前に、出産後の養育における支援が特に必要と認められる妊婦を把握し、協議会に必要な情報提供を行い、関係機関との情報共有・支援の要否および支援内容の協議を行います。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 量の見込みの算出

(1) 算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて算出することとします。



(2) 家庭類型

ニーズ調査結果から、家庭類型は、父母の有無や就労状況からタイプAからタイプFの8種類に分類できます。現在の家庭類型を算出するとともに、対象となる子どもの保護者の就労形態等から潜在の家庭類型を算出します。

家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部)
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満、下限時間～120時間未満の一部)
D	専業主婦(夫)
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上、下限時間～120時間未満の一部)
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満、下限時間～120時間未満の一部)
F	無業×無業

※保育の下限時間は、48時間～64時間の間で、市町村において設定

		母親		父親		
		ひとり親	フルタイム就労 (育休・介護休業含む)	パートタイム就労 (育休・介護休業含む)		未就労
		ひとり親	フルタイム就労 (育休・介護休業含む)	月120時間以上	月120時間未満 48時間以上	48時間未満
ひとり親		タイプA				
フルタイム就労 (育休・介護休業含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	
パートタイム就労 (育休・介護休業含む)		月120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD
		月120時間未満 48時間以上	タイプC'		タイプE'	
未就労				タイプD		タイプF

↑
保育の必要性あり

↑
保育の必要性なし

(3) 家庭類型の算出（現在・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家族類型を整理します。家族類型は、ニーズ調査の両親の就労形態等の項目より、タイプAからタイプFまでの8種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例1) 現在専業主婦だが、「すぐにでも、もしくは1年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または下限時間以上120時間未満の一部。

…タイプD（現在）→タイプC（潜在）

例2) 現在フルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。

…タイプC、C'（現在）→タイプB（潜在）

山ノ内町の現在及び潜在家庭類型の割合

家族類型型集計結果		現 在	潜 在
タイプA	ひとり親	10.4%	10.4%
タイプB	フルタイム×フルタイム	44.2%	48.7%
タイプC	フルタイム×パートタイム（長）	28.6%	27.9%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短）	5.2%	5.2%
タイプD	専業主婦（夫）	10.4%	7.1%
タイプE	パートタイム（長）×パートタイム（長）	0.6%	0.0%
タイプE'	パート×パート（いずれかが短）	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.6%	0.6%

(4) 「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

教育・保育に関する量の見込み

区分	年齢		国の手引きによる利用意向率の基本的な算出方法
1号認定	3～5歳	学校教育のみ	3歳以上の潜在タイプC'・D・E'・Fにおける「幼稚園」「幼稚園+預かり保育」「認定こども園」の利用を希望する割合
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおける「幼稚園」「幼稚園+預かり保育」の利用を希望する割合
		保育の必要性あり	3歳以上の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの教育・保育施設・事業の利用希望がある者の割合から上記（幼児期の学校教育の利用意向が強い者）を控除した割合
3号認定	1～2歳		0歳及び1～2歳の潜在タイプA・B・C・Eにおいて何らかの保育施設・事業の利用希望のある者の割合
	0歳		

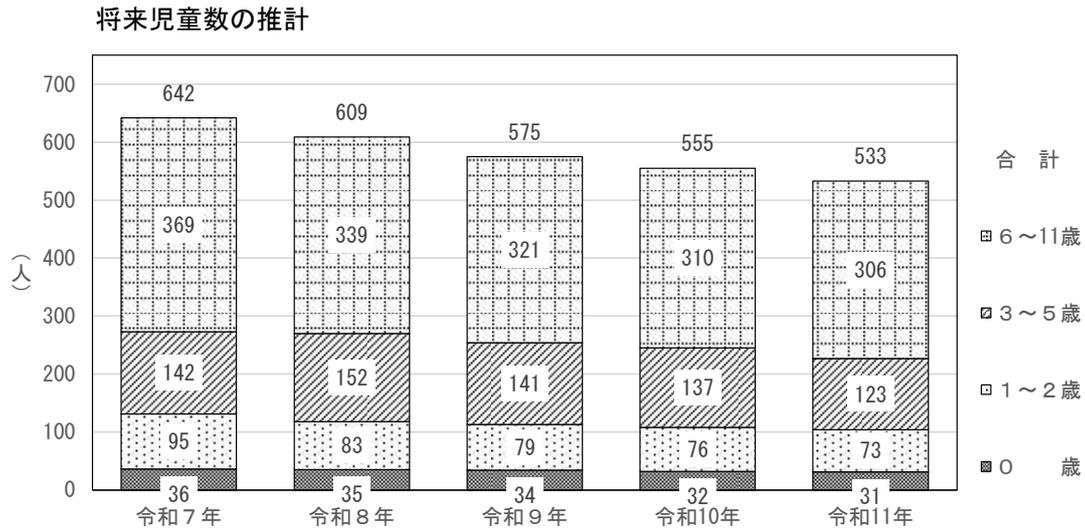
地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み

対象事業	
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
4	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）
5	地域子育て支援拠点事業
6	一時預かり事業
7	病児・病後児保育事業
8	子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）
9	妊婦健康診査事業
10	乳児家庭全戸訪問事業
11	子育て世帯訪問支援事業
12	児童育成支援拠点事業
13	親子関係形成支援事業
14	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(5) 将来児童数の推計

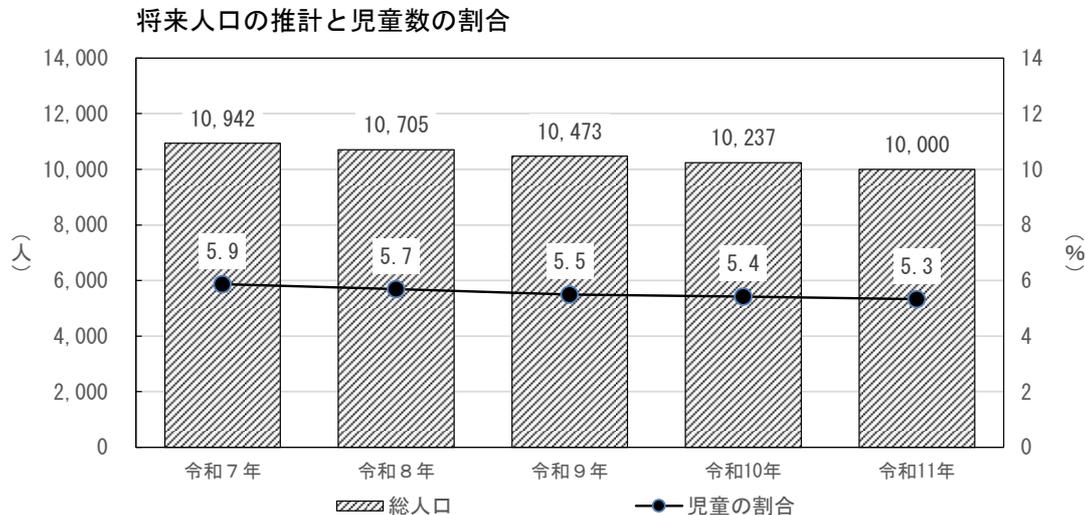
将来の児童数については、これまでの人口実績を踏まえコーホート法による推計を行いました。

計画期間における児童人口の推計は、令和7年の642人から令和11年の533人へと減少が見込まれます。



単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	36	35	34	32	31
1~2歳	95	83	79	76	73
3~5歳	142	152	141	137	123
小計	273	270	254	245	227
6~11歳	369	339	321	310	306
合計	642	609	575	555	533



(6) 潜在家庭類型別将来児童数の推計

将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。ここでは令和7年の潜在家庭類型別児童数を算出します。

家族類型集計結果		将来児童数	潜在家庭類型別割合	潜在家庭類型別将来児童数
タイプA	ひとり親	273人	10.4%	28人
タイプB	フルタイム×フルタイム		48.7%	133人
タイプC	フルタイム×パートタイム(長)		27.9%	76人
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短)		5.2%	14人
タイプD	専業主婦(夫)		7.1%	20人
タイプE	パートタイム(長)×パートタイム(長)		0.0%	0人
タイプE'	パート×パート(いずれかが短)		0.0%	0人
タイプF	無業×無業		0.6%	2人

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込み

潜在家庭類型別の将来児童数に、幼稚園、保育所、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出します。

単位：人

	3歳-5歳			0~2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1~2歳
令和7年度	5		128	26	75
令和8年度	5		137	26	66
令和9年度	5		127	25	66
令和10年度	4		124	23	61
令和11年度	4		111	23	58

〈令和7年度〉

単位：人

	3歳以上			0~2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1~2歳
ニーズ量の見込み (A)	5		128	26	75
確保方策提供量 (B)					
保育所			128	26	75
その他保育施設 (町外)	5				
過不足分 (B) - (A)	0		0	0	0

〈令和8年度〉

単位：人

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1～2歳
ニーズ量の見込み（A）	5		137	26	66
確保方策提供量（B）					
保育所			137	26	66
その他保育施設（町外）	5				
過不足分（B）－（A）	0		0	0	0

〈令和9年度〉

単位：人

	3歳以上			0～2歳	
	1号認定	2号認定		3号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0歳	保育所 希望 1～2歳
ニーズ量の見込み（A）	5		127	25	66
確保方策提供量（B）					
保育所			127	25	66
その他保育施設（町外）	4				
過不足分（B）－（A）	0		0	0	0

〈令和 10 年度〉

単位：人

	3 歳以上			0 ～ 2 歳	
	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0 歳	保育所 希望 1 ～ 2 歳
ニーズ量の見込み (A)	4		124	23	61
確保方策提供量 (B)					
保育所			124	23	61
その他保育施設 (町外)	4				
過不足分 (B) - (A)	0		0	0	0

〈令和 11 年度〉

単位：人

	3 歳以上			0 ～ 2 歳	
	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	幼稚園 希望	幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	保育所 希望	保育所 希望 0 歳	保育所 希望 1 ～ 2 歳
ニーズ量の見込み (A)	4		111	23	58
確保方策提供量 (B)					
保育所			111	23	58
その他保育施設 (町外)	4				
過不足分 (B) - (A)	0		0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業		カ所	1	1	1	1	1
延長保育事業		人/月	130	130	130	130	130
放課後児童健全 育成事業（放課後 児童クラブ）	低学年	人/日	101	92	89	83	89
	高学年	人/日	40	37	34	34	32
子育て短期支援事業 （ショートステイ）（トワイライ トステイ）		人/年	4	4	4	4	4
地域子育て支援拠点事業		人/月	93	83	80	76	73
一時預かり事業		人/年	540	540	540	540	540
病児・病後児保育事業		人/年	140	140	140	140	140
子育て援助活動支援事業（ファ ミリー・サポート・センター 事業）		人/月	34	31	29	28	29
妊婦健康診査事業		人/年	50	50	50	50	50
乳児家庭全戸訪問事業		人/年	50	50	50	50	50
（新）子育て世帯訪問支援事業		人/年	387	367	352	340	325
（新）児童育成支援拠点事業		人/年	2	2	2	2	2
（新）親子関係形成支援事業		人/年	0	0	0	0	0
（新）乳児等通園支援事業（こ ども誰でも通園制度）		人/日	0	2	2	2	2

※(新)：今期計画から新たに位置づける事業等

(1) 利用者支援事業

既存の相談対応体制を活用し、利用者のさまざまな相談支援等のニーズに対応していきます。町の窓口や地域子育て支援拠点等においてきめ細かいニーズの把握、相談対応等に努めるとともに、需要動向等、今後の子育て支援環境のあり方についての重要な情報源として、得られた情報を活用していきます。

さらに、関連情報の一元化等、集約を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整も行います。

(主な担当課：こども未来課・健康福祉課)

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

保育所における延長保育として、今後も一定の利用が見込まれることから、各保育所における体制の確保等、今後も対応を進めていきます。

(主な担当課：こども未来課)

延長保育事業

単位：人／月

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		130	130	130	130	130
②確保の方策		130	130	130	130	130
	延長保育事業	130	130	130	130	130
②-①		0	0	0	0	0

(3) 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

これまでの実績と同等の確保を図り、ニーズに対応します。

（主な担当課：こども未来課）

放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人／日

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		141	129	123	117	121
②確保の方策		141	129	123	117	121
	放課後児童クラブ[低学年]	101	92	89	83	89
	放課後児童クラブ[高学年]	40	37	34	34	32
②-①		0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

これまでの実績はありませんが、今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応していくものとします。

（主な担当課：こども未来課）

子育て短期支援事業

単位：人／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		4	4	4	4	4
② 確保の方策		4	4	4	4	4
	子育て短期支援事業	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。町内には子育て支援センター「ゆめっこ」がありますが、より多くの乳幼児及びその保護者が利用しやすい環境整備を図ります。

(主な担当課：こども未来課)

地域子育て支援拠点事業

単位：人／月

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	93	83	80	76	73
②	確保の方策	93	83	80	76	73
	地域子育て支援拠点事業	93	83	80	76	73
②-①		0	0	0	0	0

(6) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

当町では保育所等における需要を勘案し、一定の利用を見込み、各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応していくものとします。

(主な担当課：こども未来課)

一時預かり保育（幼稚園を除く）

単位：人／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	540	540	540	540	540
②	確保の方策	540	540	540	540	540
	一時預かり保育	540	540	540	540	540
②-①		0	0	0	0	0

(7) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

ニーズはある程度想定されますので、需要が発生した場合には対応できるよう、関連施設機能の確保等を進めてまいります。

(主な担当課：こども未来課)

病児・病後児保育事業

単位：人／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	140	140	140	140	140
②	確保の方策	140	140	140	140	140
	病児・病後児保育事業	140	140	140	140	140
②-①		0	0	0	0	0

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和6年度から事業を開始し、今後制度の周知及び会員数の拡大を図ります。

(主な担当課：こども未来課)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人／月

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	34	31	29	28	29
②	確保の方策	34	31	29	28	29
	子育て援助活動支援事業	34	31	29	28	29
②-①		0	0	0	0	0

(9) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦の全数を対象とした事業であり、人口動向等を踏まえたニーズ全般に対し、必要な事業量を今後も確保していきます。

(主な担当課：健康福祉課)

妊婦健康診査事業

単位：人／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		50	50	50	50	50
②確保の方策		県内の産科医療機関で実施 県外の場合は償還払い				
	妊婦健康診査					
②-①						

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児の全数を対象とした事業であり、人口動向等を踏まえたニーズ全般に対し、必要な事業量を今後も確保していきます。

(主な担当課：健康福祉課)

乳児家庭全戸訪問事業

単位：人／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		50	50	50	50	50
②確保の方策		保健師による訪問				
	乳児家庭全戸訪問事業					
②-①						

(11) 【新】子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

ニーズはある程度見込めるので、適切な委託先の選定を含め、実施に向けて取り組んでいきます。

(主な担当課：こども未来課・健康福祉課)

子育て世帯訪問支援事業

単位：人／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	387	367	352	340	325
②	確保の方策	387	367	352	340	325
	乳児家庭全戸訪問事業	387	367	352	340	325
②-①		0	0	0	0	0

(12) 【新】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(主な担当課：こども未来課)

児童育成支援拠点事業

単位：人／年

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	2	2	2	2	2
②	確保の方策	※この事業とは異なりますが、教育委員会では、学校に行くことができない児童・生徒の居場所として教育支援センターを設置し、多様な学び支援コーディネーターを配置して支援をしていきます。				
	児童育成支援拠点事業					
②-①						

(13) 【新】親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間による適切な関係性の構築を図る事業です。

現状では個別に相談対応していることや、子育て支援センターが同じ悩みや不安を抱える保護者同士が繋がる場としていることから、当面の需要・利用は見込まず、今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ対応していくものとします。

(主な担当課：こども未来課・健康福祉課)

(14) 【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園制度です。

今後の国の動向を注視しながら、令和8年度からの実施に向け、取り組んでいきます。

(主な担当課：こども未来課)

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

単位：人／日

項目	事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	0	2	2	2	2
②	確保の方策	0	1	1	1	1
	乳児家庭全戸訪問事業	0	1	1	1	1
②-①		0	-1	-1	-1	-1

(15) 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

特別な支援が必要な児童・家庭に対する事業であり、支援や保護の必要な児童・世帯の把握に努めつつ、今後も適切に事業を実施していきます。

(主な担当課：こども未来課・健康福祉課)

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

対象となる児童・世帯の把握に努めつつ、適切に事業を実施します。

(主な担当課：こども未来課)

(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

施設や定員規模等の需給動向を踏まえつつ、適切に事業を実施します。

(主な担当課：こども未来課)

(18) 【新】地域子育て相談機関

子育て世帯が気軽に子育てに関する疑問や悩みを吐露できる場所で、保育園や地域子育て支援拠点が想定されます。

今後地域の実情を考慮し、設置を検討していきます。

(主な担当課：こども未来課)

4 「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等

(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、産休・育休明けの希望する時期（育児休業期間満了時＝1歳到達時）に保育を利用できる環境をできる限り整えていくことが求められます。

そのため町は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待の防止対策として、専門性のある職員の配置、社会的養護施策との連携等体制の充実を図るほか、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に向け、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保、経済的支援などを進めます。また、障がい児施策等についても、障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達と生活を支援していきます。

県が行う施策との連携や、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを促進するため、ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発、事例の収集・紹介等に取り組むほか、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

また、県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

本計画は、教育・福祉をはじめ、保健、医療、まちづくりなど広範囲にわたっていることから、関係する部局が連携し全庁的に施策を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、各年度において計画の進捗状況を検証評価し、計画の着実な推進を目指します。

2 町民との協働

(1) 町民との協働体制の構築

本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、町民と行政の協力体制が不可欠であり、家庭、地域、関係団体、企業等がそれぞれの立場で主体的な取り組みを進めていくことも必要です。

そのため、本計画の周知・啓発を積極的に進め、情報の共有化と連絡調整を図りながら、子育て支援について町ぐるみの協働体制を構築していきます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙やホームページ等により広く町民に周知するとともに、進捗状況について公表していきます。

第**三**期 山ノ内町 子ども・子育て支援事業計画

令和6年**11**月

編集・発行 山ノ内町役場 こども未来課

〒381-0498 下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1
TEL 0269-33-1102 (直通)